

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
青年部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会（以下、協会という。）青年部（以下、青年部という。）と称する。

(事務所)

第2条 青年部の事務所は、協会事務局内に置く。

(目的)

第3条 青年部は、ビルメンテナンス業界の次代を担う会員が、会員相互の交流を深め、資質向上に努めるとともに、ビルメンテナンス業界発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 青年部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研修・交流事業の開催
- 二 社会貢献事業の実施
- 三 協会が実施する事業への積極的参加
- 四 その他、青年部の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員資格)

第5条 青年部は、協会の普通会员及び賛助会員の在籍者をもって組織し、所属会員代表者の同意を得た者であり、満年齢が50歳に達した年度の次に開催される総会までを在籍期間とする。

2 役員の任期が在籍期間を超える場合は、任期満了までを在籍期間とする。

(入会)

第6条 青年部への入会は別に定める「入会申込書」を提出し、役員会において審議し、入会を認める。

(退会)

第7条 青年部の退会は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 会員より書面をもって届出があったとき
- 二 会員が死亡したとき
- 三 会員が第5条の会員資格を失ったとき
- 四 会員が著しく青年部の品位を損なったとき

第4章 役員及び組織

(役員)

第8条 青年部に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 幹事長 1名
- 四 理事 若干名
- 五 監査役 若干名

(役員を選出)

第9条 役員は総会において選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は青年部を代表し、その職務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を行う。
- 3 幹事長は会長、副会長を補佐し、青年部の会務を担当する。
- 4 理事は、青年部の業務を執行する。
- 5 監査役は、青年部の業務活動及び会計の状況を監査する。

(相談役・顧問)

第12条 青年部に相談役・顧問を置くことができる。

第5章 会議

(会議)

第13条 会員もしくは役員同意を要する決議案件については、総会もしくは役員会にて議決する。

(総会)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- 一 事業報告、決算報告、事業計画、予算案の承認
- 二 理事及び監査役の選出
- 三 会費の決定及び変更
- 四 その他必要と認めた事項

(総会の開催)

第16条 定時総会は、毎年5月に開催する。

2 役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上からの要請があったときは速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(総会の成立及び議決)

第18条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、出席会員の過半数の同意により議決する。

2 総会における議決権は会員1名につき1個とし、委任状による議決権の代理行使を妨げない。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成して保管する。

2 議長及び当該総会において選任された者2名が、議事録に記名押印する。

(役員会)

第20条 役員会は、第8条に規定する役員で構成する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、総会に付議する事項のほか、青年部の運営に関し必要な事項を決議、執行する。

(役員会の開催)

第22条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は3分の1以上の役員から請求があったときに会長が召集する。

(役員会の議長)

第23条 役員会の議長は原則会長が務める。

(役員会の成立及び議決)

第24条 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により議決する。

(役員会の議事録)

第25条 役員会の議事については、議事録を作成して保管する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第26条 青年部は次の資産をもって運営する。

- 一 会費
- 二 交付金
- 三 寄付金
- 四 その他の収入

(会費)

第27条 青年部の会費は月額2,000円とし、入会月の翌月より発生する。

2 会費は毎年度4月及び10月に、当該月以降の6ヶ月分を一括納付とする。

(会計年度)

第28条 青年部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第29条 規約の改正は、役員会の承認を経たのち、総会の決議により行う。

(その他)

第30条 本規約で定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 本規約は令和4年6月1日から施行する。